

電気事業法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（二 一般用電気工作物の範囲） 第四十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。 一・二 （略） 2・3 （略） 4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。 一・二 （略） 三 水力発電設備であつて出力二十キロワット未満及び最大使用水量毎秒一立法メートル未満のもの（ダムを伴うものを除く。） 四・五 （略） 第四十九条～第五十一条 （略） （主任技術者の選任等） 第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同</p>	<p>（二 一般用電気工作物の範囲） 第四十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。 一・二 （略） 2・3 （略） 4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。 一・二 （略） 三 水力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの（ダムを伴うものを除く。） 四・五 （略） 第四十九条～第五十一条 （略） （主任技術者の選任等） 第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同</p>

表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

<p>一 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて、別に告示するものを除く。）の設置の工事のため の事業場</p>	<p>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者</p>
<p>二 火力発電所（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。） 、原子力発電所又は燃料電池発電所（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の設置の工事のため の事業場</p>	<p>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p>

表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

<p>一 水力発電所の設置の工事のため の事業場</p>	<p>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者</p>
<p>二 火力発電所（小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。） 、原子力発電所又は燃料電池発電所（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の設置の工事のため の事業場</p>	<p>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p>

<p>三 (略)</p>	<p>四 水力発電所(小型)のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて、別に告示するものを除く。であつて、高さ十五メートル以上のダム若しくは圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの又は高さ十五メートル以上のダムの設置の工事を行うもの</p>
<p>三 (略)</p>	<p>第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者</p>
<p>四 水力発電所(内燃)の及び出力一万キロワット未満のガスタルを原動力とするもの及び出力一万キロワット未満のガスタルを原動力とするものを除く。)及び燃料電池発電所(</p>	<p>四 水力発電所であつて、高さ十五メートル以上のダム若しくは圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの又は高さ十五メートル以上のダムの設置の工事を行うもの</p>
<p>三 (略)</p>	<p>第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者</p>

<p>ーピンを原動力とするものを除く。)及び燃料電池発電所(改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。)</p>	<p>六 (略)</p>	<p>七 発電所(原子力発電所を除く。)、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場</p>
<p>(略)</p>	<p>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、その直接統括する発電所のうちに四の水力発電所以外の水力発電所(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて、別に告示するものを除く。)がある場合は、第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者及びその直接統括する発電所のうちに五のガスタービンを原動力とする火力発電所以外のガスタービンを原動力とする火力発電所(小型のガスタービンを原動力とするものを除く。)がある場合は、第一種ボ</p>	

<p>改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。)</p>	<p>六 (略)</p>	<p>七 発電所(原子力発電所を除く。)、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場</p>
<p>(略)</p>	<p>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、その直接統括する発電所のうちに四の水力発電所以外の水力発電所がある場合は、第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者及びその直接統括する発電所のうちに五のガスタービンを原動力とする火力発電所以外のガスタービンを原動力とする火力発電所(小型のガスタービンを原動力とするものがある場合は、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を</p>	

		イラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者	
2・3 (略)			
第五十二条の二〜第五十五条 (略)			
(免状の種類による監督の範囲)			
第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			
主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲	主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一〜三 (略)	(略)	一〜三 (略)	(略)
四 第一種ダム水路主任技術者免状	水力設備（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって、別に告示するものを除く。）の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）	四 第一種ダム水路主任技術者免状	水力設備の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）
五 第二種ダム水路主任技術者免状	水力設備（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって、別に告示するものを除く。）の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）	五 第二種ダム水路主任技術者免状	水力設備（ダム、導水路、サージタンク及び放水路を除く。）、高さ七十メ

		受けている者	
2・3 (略)			
第五十二条の二〜第五十五条 (略)			
(免状の種類による監督の範囲)			
第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			
主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲	主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一〜三 (略)	(略)	一〜三 (略)	(略)
四 第一種ダム水路主任技術者免状	水力設備の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）	四 第一種ダム水路主任技術者免状	水力設備の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）
五 第二種ダム水路主任技術者免状	水力設備（ダム、導水路、サージタンク及び放水路を除く。）、高さ七十メ	五 第二種ダム水路主任技術者免状	水力設備（ダム、導水路、サージタンク及び放水路を除く。）、高さ七十メ

<p>六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状</p>	<p>示するもの又はダム、導水路、サージタンク及び放水路を除く。）、高さ七十メートル未満のダム並びに圧力五百八十八キロパスカル未満の導水路、サージタンク及び放水路の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）</p>
<p>七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状</p>	<p>火力設備（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）、原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）</p> <p>火力設備（汽力を原動力とするものであつて圧力五千八百八十キロパスカル以上のもの及び小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）、圧力五千八百八十キロパスカル未満の原</p>

<p>六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状</p>	<p>一メートル未満のダム並びに圧力五百八十八キロパスカル未満の導水路、サージタンク及び放水路の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）</p>
<p>七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状</p>	<p>火力設備（小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）、原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）</p> <p>火力設備（汽力を原動力とするものであつて圧力五千八百八十キロパスカル以上のもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）、圧力五千八百八十キロパスカル未満の原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キ</p>

子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）

第七十三条の六の二 法第五十条の二第三項の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、出力十五キロワット未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く。）に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第九条の表第九号の二の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

(安全管理審査の方法)

第一百十条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 実地審査は、法定事業者検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り（溶接安全管理審査及び水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあつては、これらに加えて、法定事業者検査の立会い）により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。

ロパスカル以上のものに限る。）の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）

第七十三条の六の二 法第五十条の二第三項の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、出力三キロワット未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く。）に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第九条の表第九号の二の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

(安全管理審査の方法)

第一百十条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 実地審査は、法定事業者検査の立会い、記録及び関係者からの聞き取りにより、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。

イ・ロ (略)

別表第二(第六十二条、第六十五条関係)

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所 一 設置の 工事 二 変更の 工事	1 (略)	1 発電所の設置であ っ、次に掲げるも の (1) 水力発電所(小 型のもの又は特定 の施設内に設置さ れるものであつて 、別に告示するも のを除く。)の設 置 (2) 火力発電所であ っ、汽力を原動力 とするもの(小型 の汽力を原動力と するものであつて 別に告示するもの を除く。)の設置 (3) (9) (略)

イ・ロ (略)

別表第二(第六十二条、第六十五条関係)

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所 一 設置の 工事 二 変更の 工事	1 (略)	1 発電所の設置であ っ、次に掲げるも の (1) 水力発電所の設 置 (2) 火力発電所であ っ、汽力を原動力 とするものの設置 (3) (9) (略)

線路と送電線	変電所	
(略)	(略)	(一) 発電設備の設置 (二) (略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	発電設備の設置であつて、次に掲げるもの (1) 水力発電所の発電設備（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて、別に告示するものを除く。）の設置 (2) 火力発電所の発電設備であつて汽力を原動力とするもの（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置 (3) (9) (略)

線路と送電線	変電所	
(略)	(略)	(一) 発電設備の設置 (二) (略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	発電設備の設置であつて、次に掲げるもの (1) 水力発電所の発電設備の設置 (2) 火力発電所の発電設備であつて汽力を原動力とするものの設置 (3) (9) (略)

法的適法	山保安	備(鉦)	需要設	一体的に工事が行われる送電線の遮断器(需要設備と電氣的に接続するたすめものを除く。)	を含む以下	この項	において	同じ
			(略)					
			(略)					
			(略)					

法的適法	山保安	備(鉦)	需要設	一体的に工事が行われる送電線の遮断器(需要設備と電氣的に接続するたすめものを除く。)	を含む以下	この項	において	同じ
			(略)					
			(略)					
			(略)					

用され
るもの
を除く
。

用され
るもの
を除く
。